

衆議院議長 様  
参議院議長 様

2009年 月 日

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める請願

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約を実効あるものにするために、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効し、今日96カ国が批准しています。しかし、日本政府は「司法権の独立を侵すおそれ」を理由にいまだ批准していません。

選択議定書は、締約国の個人または個人の集団に直接申し立てできる権利を与え、国連は通報に基づいて調査、審議を行い、当事国・政府に「意見」「勧告」ができるとするなど、女性差別の撤廃を促進するために有効な内容を定めています。

わが国において、女性に対する差別は今なお社会、地域、雇用などに根深く存在しており、「世界経済フォーラム」2008年版の「世界男女格差報告」によると、日本は130カ国中前年の91位から98位に後退しており、日本の女性差別の是正が国際的に見ても極めて遅れていることを示しています。

国連女性差別撤廃委員会は、既に日本政府に対して選択議定書の批准を勧告しています。今年7月には、第6次政府報告書が委員会で審議されることになっています。

選択議定書の批准は、日本における女性差別撤廃の取組みの強化を促し、男女共同参画社会の形成を促進するものであり、日本の社会と経済をより発展させるために、政府は、男女共同参画社会基本法にその理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置付けており、その推進を図る上で、選択議定書をすみやかに批准するよう要望いたします。

### 請願事項

1. 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

名 前	住 所

取扱い団体

女性会議 〒113-0033 東京都文京区本郷1-33-3 東プロビル2F

TEL 03-3816-1862